

令和2年 第2回

八千代市選挙管理委員会会議録

開催日：令和2年2月7日（金）

午後1時30から

場 所：八千代市福祉センター2階第1会議室

八千代市選挙管理委員会

令和2年 第2回 八千代市選挙管理委員会会議録

1 開会時刻	午後1時30分	
2 開催場所	八千代市福祉センター2階第1会議室	
3 出席委員	委員長 周郷文雄	委員 江口修
	委員 内山仁	委員 廣川実
4 出席書記	局長 江波戸勝	次長 岡本浩
	主任主事 野口聖洋	
5 会議の議案	<p>議案 第1号 在外選挙人名簿から抹消することについて 第2号 八千代市議会議員及び八千代市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定を市長に申し出ることについて</p> <p>報告事項 第1号 投票区分設に関する進行状況について</p>	
6 閉会時刻	午後2時30分	
7 公開又は非公開	公開	
8 傍聴人数	0名	

発言者	発 言 要 旨
周郷委員長	<p>定刻となりましたので、始めさせていただきます。 ただいまの出席委員は全員であります。 定足数に達しておりますので、本日招集されました令和2年第2回八千代市選挙管理委員会は成立しました。 これより会議を開きます。 議案の審議に先立ち会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、八千代市選挙管理委員会規程第10条第2項の規定により、廣川委員を指名します。</p> <p>議案第1号「在外選挙人名簿から抹消することについて」を議題といたします。 事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>議案第1号「在外選挙人名簿から抹消することについて」公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の11第2号の規定により、在外選挙人名簿から抹消する者を次のとおり定める。 令和2年2月7日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄 以下、内容についてご説明いたします。</p> <p>公職選挙法第30条の11第2号の規定により、在外選挙人名簿に登録されている者が、国内の市町村において住民票が新たに作成された日後、4か月を経過するに至ったときは、抹消しなければならないとされております。 つきましては、議案第1号資料にあります1名の方を在外選挙人名簿から抹消するものであります。 なお、令和2年第1回八千代市選挙管理委員会での在外選挙人名簿登録者数に、この抹消する者1名を除いた登録者数は、男87名、女92名、計179名となります。 以上、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>これより、議案第1号について質疑を行います。 質疑ございませんか。</p>
各 委 員	質疑なし
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。 これより、議案第1号「在外選挙人名簿から抹消することについて」採決いたします。 本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>

発言者	発 言 要 旨
周郷委員長	<p>次に、議案第2号「八千代市議会議員及び八千代市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定を市長に申し出ることについて」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>議案第2号「八千代市議会議員及び八千代市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定を市長に申し出ることについて」八千代市議会議員及び八千代市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することを市長に申し出ることについて、承認願いたい。</p> <p>令和2年2月7日提出 八千代市選挙管理委員会委員長 周郷文雄 以下、内容についてご説明いたします。</p> <p>本案は、公職選挙法の一部改正に伴い、関連する条例の一部改正をするものであり、令和2年八千代市議会第1回定例会の議案として、市長名で提出されることとなりますので、市長に申し出ることについて、承認を願いたいとするものです。</p> <p>まず、今回の条例の一部改正の背景ですが、平成29年6月21日に公職選挙法の一部を改正する法律（平成29年法律第66号）が公布され、平成31年3月1日から施行となり、都道府県又は市の議会の議員の選挙において、候補者の政策等を有権者が知る機会を拡充するため、候補者が選挙運動のためのビラを頒布することが可能となりました。市は条例で定めるところにより、ビラの作成について、無料とすることができるとされていることから、当該条例を一部改正するものです。</p> <p>改正の内容は、お手元に配布させていただきました資料のとおりでございますが、既にビラの公費負担が制定されている市長選挙に併せ、改正したいとするものです。</p> <p>なお、本条例の一部を改正する条例が制定に至った場合は、条例の施行に関して必要な事項を定めるため、議会最終日以後の3月23日に委員会を開催し、公費負担に関連する規程の一部改正を提出する予定であります。</p> <p>以上、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>これより、議案第2号について質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
各 委 員	<p>質疑なし</p>
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより、議案第2号「八千代市議会議員及び八千代市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定を市長に申し出ることについて」採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり承認いただくことにご異議ございませんか。</p>

発言者	発 言 要 旨
各 委 員	異議なし
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり承認されました。 次に、報告事項に移ります。 報告事項第1号「投票区分設に関する進行状況について」事務局より説明願います。</p>
次 長	<p>投票区の分設に関しまして、昨年に引続き、進めているところでございます。 その件につきまして、進行状況をご報告させていただいたうえで、ご意見等をいただきたく、付議させていただきました。</p>
次 長	<p>投票区分設につきまして、対象地区の住民の意見を聴取するため、2つの自治会の会長に依頼したところですが、自治会からは特段意見はいただいておりますので、了承を得ていただいたと考え、事務を進めております。 また、決定後は、自治会への周知を図ってまいります。</p>
局 長	<p>今回の分設により、誰も投票所まで遠くならないようにというところを大前提としております。</p>
周郷委員長	<p>これより報告事項第1号についてご意見伺います。</p>
周郷委員長	<p>自治会との対話は、市長との懇談会のことですか。</p>
局 長	<p>直接こちらから、連絡を取り、1つの自治会長には直接会って話をしており、立会人も出してくださるとのことでした。</p>
周郷委員長	<p>以上で、報告事項第1号「投票区分設に関する進行状況について」は終了いたします。 本日会議に付議された案件の審議はすべて終了いたします。 この他、皆さんから連絡事項等ありましたらお願いいたします。</p>
	<p>《事務局から》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選挙出前講座について ・明るい選挙啓発ポスター・標語展示について ・委員会開催日程について
	<p>《周郷委員長から》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選挙事務における調査結果について
周郷委員長	<p>これをもちまして、令和2年第2回八千代市選挙管理委員会を閉会いたします。</p>